

近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例案 修正対照表

修正前 (28.1.28・パブコメ時点)	修正後
<p>前文・第 1 条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「近江の地場産業」とは、歴史、風土その他の地域の特性、経営資源等に基づき県内の地域に密着した中小企業に係る企業群であって、次の各号のいずれかに該当するものが行う事業をいう。</p> <p>(1) 一の市町の区域または 2 以上の市町の区域にわたる区域において一定の業種に係る工業出荷額が 5 億円以上であるもの</p> <p>(2) 一の市町の区域における工業出荷額または工業に属する中小企業の割合が 100 分の 10 以上である業種であるもの</p> <p>(3) 一の市町の区域における一定の業種についての工業に属する中小企業の数が 10 以上であるもの</p> <p>2 この条例において「近江の地場産業事業者」とは、県内において近江の地場産業に属する事業を行う者をいう。</p> <p>3 この条例において「近江の地場製品」とは、次の各号のいずれかに該当する物品をいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 伝統的な技術、技能等を用いて県内で製造される工芸品であって、次のいずれかに該当するもの</p>	<p>前文・第 1 条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「近江の地場産業」とは、歴史、風土その他の地域の特性、経営資源等に基づき県内の地域に密着した中小企業に係る企業群であって、次の各号のいずれかに該当するものが行う事業をいう。</p> <p>(1) 1 の市町の区域または 2 以上の市町の区域にわたる区域において一定の業種に係る工業出荷額が 5 億円以上であるもの</p> <p>(2) 1 の市町の区域における工業出荷額または工業に属する中小企業の割合が 100 分の 10 以上である業種であるもの</p> <p>(3) 1 の市町の区域における一定の業種についての工業に属する中小企業の数が 10 以上であるもの</p> <p>2 この条例において「近江の地場産業事業者」とは、県内において近江の地場産業に係る事業を行う者をいう。</p> <p>3 この条例において「近江の地場製品」とは、次の各号のいずれかに該当する物品をいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 伝統的な技術、技能等を用いて県内で製造される工芸品であって、次のいずれかに該当するもの</p>

近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例案 修正対照表

修正前 (28.1.28・パブコメ時点)	修正後
<p>ア 省略</p> <p>イ アに掲げる伝統的工芸品に準ずるものとして知事が別に定めるところにより指定した伝統的な工芸品</p> <p>(3) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 近江の地場産業および近江の地場製品の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 近江の地場産業事業者等の育成および<u>支援</u>を図ることができるよう、近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化を図ること。</p> <p>(3) 関係者が相互に連携を図りながら協働して、地域の特性を<u>生かす</u>とともに、社会経済情勢の変化に的確に対応した新商品の開発、新たな販路の開拓および多様な分野における事業の展開を推進すること。</p> <p>(4) 近江の地場産業および近江の地場製品の振興の担い手となる人材(以下「担い手人材」という。)の確保、育成および資質の向上を図るとともに、近江の地場産業および近江の地場製品に係る優れた技術および技能(以下「優れた技術等」という。)の<u>次代への</u></p>	<p>ア 省略</p> <p>イ アに掲げる伝統的工芸品に準ずるものとして知事が別に定める伝統的な工芸品</p> <p>(3) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 近江の地場産業および近江の地場製品の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 近江の地場産業事業者等の育成および<u>自立</u>を図ることができるよう、近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化を図ること。</p> <p>(3) 関係者が相互に連携を図りながら協働して、地域の特性を<u>生かし</u>、社会経済情勢の変化に的確に対応した新商品の開発、新たな販路の開拓および多様な分野における事業の展開を推進すること。</p> <p>(4) 近江の地場産業および近江の地場製品の振興の担い手となる人材(以下「担い手人材」という。)の確保、育成および資質の向上を図るとともに、近江の地場産業および近江の地場製品に係る優れた技術および技能(以下「優れた技術等」という。)の<u>継承を推</u></p>

近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例案 修正対照表

修正前 (28.1.28・パブコメ時点)	修正後
<p>継承を推進すること。</p> <p>第 4 条～第 7 条 省略</p> <p>(基本的な施策)</p> <p>第 8 条 県は、近江の地場産業および近江の地場産品を振興するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 担い手人材の確保、育成および資質の向上に対する支援その他必要な措置を講ずること。</p> <p><u>(5) 伝統的な工芸品を製造する技術および技能をはじめとした優れた技術等の次代への継承の推進その他必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(6)・(7) 省略</u></p> <p>(顕彰)</p> <p>第 9 条 県は、近江の地場産業および近江の地場産品の振興を図るため、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に寄与した者に対する顕彰を行うものとする。</p> <p>第 10 条以下 省略</p>	<p>進すること。</p> <p>第 4 条～第 7 条 省略</p> <p>(基本的な施策)</p> <p>第 8 条 県は、<u>基本指針に基づき</u>、近江の地場産業および近江の地場産品を振興するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 担い手人材の確保、育成および資質の向上に対する支援、<u>伝統的な工芸品を製造する技術および技能をはじめとした優れた技術等の継承の推進</u>その他必要な措置を講ずること。</p> <p><u>(5)・(6) 省略</u></p> <p>(顕彰)</p> <p>第 9 条 県は、近江の地場産業および近江の地場産品の振興を図るため、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に寄与した<u>もの</u>に対する顕彰を行うものとする。</p> <p>第 10 条以下 省略</p>